

大野城市は福岡県パートナーシップ宣誓制度に協力しています

県では、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる環境づくりのため、パートナーシップ宣誓制度を設けています。

市は、この制度に協力しています。県および県と制度利用者の負担軽減に関する協定を締結した自治体※1の「受領証カード※2」を市の窓口に掲示することにより、一部の市の行政サービスを利用できます。

- ※1 協定締結自治体：北九州市・福岡市・直方市・田川市・行橋市・中間市・古賀市・福津市・粕屋町・香春町・苅田町・佐賀県
- ※2 受領証カードの詳しい内容は、各協定締結自治体のホームページなどを確認してください。

●問い合わせ先

人権男女共同参画課 ☎(580)1840

●市の行政サービス

行政サービス	担当課
市営住宅の入居申込（同居が必要）	財産管理課
障がいのある人に対する軽自動車税減免申請	市税課
要介護認定申請	介護支援課
生活保護申請	生活支援課
災害弔慰金など（市要綱に基づくもの）申請	危機管理課
母子健康手帳の交付	こども家庭センター
マタニティクラス（母親教室）育児コース参加申込	こども家庭センター
すくすく子育て教室（両親教室）参加申込	こども家庭センター
保育所入所申込・送迎	子育て支援課
Onojo放課後こども事業ランドセルクラブ入所申込・送迎	学校・地域連携課
指定学校変更の申請 区域外就学申請	学校・地域連携課

令和8年3月31日まで 子宮頸がん（HPV）ワクチン キャッチアップ接種の経過措置が終了します

子宮頸がん予防接種の「積極的勧奨の差し控え」により、接種機会を逃した女性に対して公平な接種機会を確保するため、本来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種を実施しています。経過措置として令和4年4月1日から令和7年3月31日までに子宮頸がんワクチンを1回以上接種し、3回の接種を完了していない女性は、令和8年3月31日まで公費で接種できます。

- **キャッチアップ接種の対象者**
次の全てに当てはまる女性
◇平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性
◇令和4年4月1日～令和7年3月31日までに子宮頸がんワクチンを1回以上接種した女性
- **キャッチアップ接種の期限**
令和8年3月31日
- ※令和4年3月31日以前に子宮頸がんワクチンを接種し、キャッチアップ接種の期限

アップ接種期間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）に1回も接種していない人は、経過措置の対象なりません。

●対象ワクチン

- ◇2価ワクチン（サーバリックス）
- ◇4価ワクチン（ガーダシル）
- ◇9価ワクチン（シルガード）

●接種回数 3回

- ※残りの回数を接種してください。
- ※2回目から3回目の接種までに少なくとも3カ月以上の間隔が必要です。

●接種会場

- 市が委託した医療機関
- ※県外で接種を希望する場合は、事前の申請が必要です。

●必要なもの 母子健康手帳

- ※予診票は、医療機関にあります。
- ※ワクチンの有効性や副反応を理解した上で検討してください。
- ※詳しくは、市ホームページを確認するか、問い合わせください。

●問い合わせ先

こども家庭センター母子保健担当 ☎(580)1978

